

# 鳴門市自治基本条例策定要領

## 1 自治基本条例制定の基本方針

### (1) 条例制定の目的

鳴門市における自治の基本原則等を定めて、市民の市政参加・協働を推進し、市民参加都市なるとを実現するため、自治基本条例を制定します。

### (2) 条例制定の基本方針

- ①まちづくりの運営に関する基本理念や基本原則、
- ②自治の主体としての市民の役割等、
- ③市民自治を実現していく上での、行政等が果たす役割に関すること、
- ④市民参加の手法等

を明記して、地域の個性や主体性を尊重しながら、市民と行政との一体化を推進する条例づくりに努めます。

## 2 自治基本条例の策定方法

策定にあたっては、市民の声を広く反映させる条例づくりを進めます。そのために、

- ① 市民や職員を対象とした、自治基本条例についての説明会等を開催し、新たな市民自治の気運の醸成を図ります。
- ② 公募市民等によるワークショップを設置するとともに、ワークショップに参加できない市民への情報提供や公聴についても、各種団体懇談会や出前懇談会、市ホームページによる意見募集、パブリックコメントを実施するなど、一人でも多くの市民参加を目指します。

## 3 自治基本条例の策定スケジュール

平成20年度前半

- ・自治会、社協、婦人会、老人会、PTA、NPO、商工・農水団体等、広く市民・市民団体等を対象とした説明会や懇談会を実施します。
- ・公募市民等によるワークショップを設置・実施し、市民生活の中での協働の状況等を検討します。

平成20年度後半

- ・懇談会やワークショップで検討された事項について、文章化した条例構成案を作成し、広く市民に公表します。

平成21年度

- ・条例構成案に対する市民の意見を聴くために、説明会や懇談会、パブリックコメント等を実施し、市民の意見が反映された条例の制定を目指します。